

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

(令和6年度)

住 所 神奈川県鎌倉市常盤18番地

事業者名 湘南モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 貴司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

(1) 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
片瀬山駅	・触知案内図を設置する。	適切な設置場所を検討中。

(2) 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者、障害者に対する乗降支援	・高齢者、障害者に対する乗降支援、また渡り板を使用しての乗降について、教育を実施する他、乗降補助の連絡を受けた際に係員が適切に対応できるよう実地訓練を実施する。	計画通り実施した。
旅客施設の定期点検実施	・公共交通移動等円滑化基準に適合した旅客施設の定期点検を実施する。	計画通り実施した。

(3) 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
係員による乗降支援	・高齢者、障害者等が鉄道を利用していた際には、率先して声掛けを実施し必要とされる移動の支援を実施する他、安全に利用できるよう見守りを実施する。	計画通り実施した他、諸運動、総点検時に旅客への協力依頼を求める内容の車内アナウンスを実施した。

(4) 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページにて情報の提供	・当社車両の車椅子スペース、優先席の位置を示した案内図を掲出する。	計画通り実施した。
案内放送の実施	・時期、状況等に応じた自動音声案内を作成し実施する。	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者、高齢者との理解を深め円滑な乗降支援の遂行	・「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に準じ作成した『心のバリアフリーマニュアル』及び『接遇研修モデルプログラム』を用いて、乗降支援等の教育訓練を継続して実施する。	計画通り実施した。
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・旅客に接する社員に対して、2025年度までに民間資格であるサービス介助士資格を取得させる。(2024年度2名受講予定)	計画通り実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するため必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者に対する広報活動及び啓発活動	高齢者、障害者等が、優先席他を利用しやすくなる環境づくりのための啓発活動をキャンペーン等により継続して実施する。	計画通り実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講すべき措置の実施状況

- ・本計画を着実に実行するため、駅係員・乗務員に対し、本計画の細目についての教育を実施した。
- ・集合教育の中で、ガイドラインを活用し、移動円滑化に関する理解を深めさせた中で、通常業務の他、啓発活動強化期間、諸運動期間において、各従業員が意識的なお声かけや、見守り、また、公衆への協力要請などを積極的に実践できるよう、計画に基づき取組みを行い、高齢者、障害者が利用しやすくなるような環境づくりに努めた。
- ・視覚障害者に対し、円滑且つ的確に案内を行えることを目的に、机上にてポイントを共有し、実車両を用いて演習形式による訓練を実施した。

(3) 報告書の公表方法

ホームページでの公表

(4) その他

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の「移動等円滑化取組計画」に位置付けられている。

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

鉄道駅の路線名 駅名	所在都道府県市町村 都道府県 23区・郡・町・村・市・区	一日当たり利用者数 有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットホームの数	段差が解消されているプラットホームの数	エレベーターの設置基	エスカレーターの設置基	その他機の設置数	傾斜位置箇所数	斜路の箇所数	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無				
大船駅	江の島線	神奈川県 鎌倉市	31,196人	○	○	2	2	基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○			
富士見町駅	江の島線	神奈川県 鎌倉市	5,722人	○	○	2	2	2 (2)基	基	箇所	○	○	—	—	○	2	○			
湘南町屋駅	江の島線	神奈川県 鎌倉市	7,811人	○	○	1	1	1 (1)基	基	箇所	○	○	×	○	○	1	○			
湘南深沢駅	江の島線	神奈川県 鎌倉市	6,310人	○		1	0	基	基	箇所	○		—	—	○		○			
西鎌倉駅	江の島線	神奈川県 鎌倉市	5,628人	○	○	1	1	1 (1)基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○			
片瀬山駅	江の島線	神奈川県 鎌倉市	3,912人	○	○	1	1	基	基	1 (1)箇所	○		—	—	○	1	○			
目白山下駅	江の島線	神奈川県 藤沢市	505人	○		1	0	基	基	箇所	○		—	—	○		○			
湘南江の島駅	江の島線	神奈川県 藤沢市	5,150人			2	0	1 基	10 基	箇所	○	○	○	○	○	2	○			
駅	線	人						基	基	箇所										
駅	線	人						基	基	箇所										
駅	線	人						基	基	箇所										
駅	線	人						基	基	箇所										
駅	線	人						基	基	箇所										
駅	線	人						基	基	箇所										
駅	線	人						基	基	箇所										
(合計)	8駅				6駅	3駅	5駅	11	7	4 3駅 5 (4)基	1 0駅 10 0基	0 駅 0 基	1 1駅 1 (1)箇所	8駅	5駅	3駅	4駅	8駅	6駅	8駅

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについて該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。